

広島県選挙管理委員会告示第七十二号

平成三十一年四月七日執行の広島市長選挙における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年八月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

裁 決 書

審査申立人 広島県広島市安佐南区古市 3-5-3-1003
渡邊 俊幸

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年6月11日付けで提起のあった平成31年4月7日執行の広島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

申立人の審査の申立て及び広島市選挙管理委員会の弁明の要旨

1 申立人の審査申立ての趣旨は、広島市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）が申立人に対して行った令和元年5月22日付けの異議の申出を棄却する決定に不服があるというのであって、その理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 市選管は、平成31年3月24日にせんこう和幸が、公園条例に違反し「出発地」を平和記念公園で行う事を容易に知り得る立場にありながら集会前に何ら調査や警告等を意図的に行っておらずその後も同様である。また、当日の現状を知り得る立場にあるニット一警備員も意図的に報告義務を怠っているがこれも広島市役所は放置してきた。
- (2) 市長であった松井一實は、管理権に基づき公園条例違反者に適正な手続きや利用停止命令を出さなければならない職責を有し、容易に現状を知り得る立場にありながら報告を求めもせず職責を怠り特定の候補者に便宜を図り選挙の公正性を害した。よって公正な選挙が行われたとは到底言えないものであるから本件選挙の無効及び松井一實の当選無効を求める。

2 市選管の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

申立人は、市選管が平成31年3月24日にせんこう和幸が公園条例に違反し「出発地」を平和記念公園で行う事を知り得る立場にありながら集会前に何ら調査や警告等を意図的に行っておらず、その後も同様であり、また、公

園警備ニットーも報告義務を怠りこれを広島市は放置しており、市長であつた当選人松井一實は公園条例違反者に適正な手続きや利用停止命令を出さなければならぬ職責を有し、現状を知り得る立場にありながら報告を求めず、職責を怠り特定の候補者に便宜を図っており、公正な選挙が行われたとは言えないとして、選挙無効及び当選人の当選無効を主張するが、このような主張は選挙無効及び当選無効の事由とは認められない。

なお、市選管は、証拠として、次の資料を提出した。

- ・ 本件に係る申立てによる異議の申出を棄却する決定書（謄本） 1通

裁 決 の 理 由

当委員会は、令和元年6月11日付で提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、適法と認められたためこれを受理した。

そして、当委員会は、市選管から弁明書及び資料の提出を受け、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

- 1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号、以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られており、この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定はなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」（最高裁判所昭和60年（行ツ）181号昭和61年2月18日第三小法廷判決・裁判集民事147号61頁）とされている。
- 2 また、当選の効力を争う争訟において当選無効原因となり得る違法事由については、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違

法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成4年（行ケ）1号同年12月17日民事第4部判決・判例タイムズ805号249頁）とされている。

3 当委員会は、以上のことから、申立人の主張について、次のとおり判断した。

申立人は、「申立人の審査の申立て及び広島市選挙管理委員会の弁明の要旨」の1に記載のとおり、広島市が公園条例に基づく公園管理を適正に行わなかつたため、公正な選挙が行われたとは到底言えないとして、選挙無効及び松井一實の当選無効を主張する。

しかし、これらの主張については、公選法に規定されているものではないため、公選法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」には当たらないこと、また、当選人決定についての違法とは言えないことから選挙及び当選の無効の主張としては認められない。

したがって、申立人の選挙及び当選無効の主張には理由がない。

4 以上のことから申立人の選挙無効及び当選無効の異議申出を理由がないとして棄却した市選管の決定は相当であり、これに対する申立人の選挙無効及び当選無効を求める本件審査申立てには理由がない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項に従い、主文のとおり裁決する。

令和元年8月20日

広島県選挙管理委員会

委員長 国政道明

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。